

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書
 審査会後(令和4年6月20日)の追加意見に対する事業者の見解

資料3

番号	項目	審査会後(令和4年6月20日)の追加意見	意見に対する事業者見解
1	水質 水生生物	<p>農業用水の取水位置について、方法書p.5-6では和邇川へ放流する地点から下流へ約600m、p.5-9(表5-2-4(2))では約300mとある。前者は恐らく水路放流した場合の距離を記載していると思われるので、説明が不足していると思われる。</p> <p>また、農業用水と水道水への影響について、A1案と、A2・B案はいずれも影響が同じと評価されている。しかし、災害等により万一汚水が流出する事態が発生した場合のリスクを考えると、通常稼働時の影響が同じならば、万一の際に影響が小さい案を有意とする総合評価もあり得るのではないか。漁業(水生生物)についてはA1案だと水路放流地点から和邇川放流の場合の放流地点まで約300mの分影響が大きくなると評価されているが、今後の水生生物の調査結果も踏まえて、評価を検討していただきたい。</p>	<p>農業用水の取水位置について、方法書p.5-6では、「直近の農業用取水位置は、和邇川へ放流する地点から下流側へ約600mに位置している」と記載しましたが、正しくは「直近の農業用取水位置は、和邇川へ放流する地点から下流側へ約300mに位置している」です。準備書では正しい表記に修正いたします。</p> <p>方法書では総合的にB案が優位であると評価しましたが、今後の水生生物の調査結果も踏まえて評価を検討いたします。</p>